

業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）」を削る。

附則第十二条第一項第二号中「附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間（同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。次号において同じ。）」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改め、「それぞれ」を削り、同項第三号中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に、「附則第八条第五項」を「同条第五項」に改め、「それぞれ」を削り、同項第四号中「含む。」が「を」を含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法」を「平成十九年一元化法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前国

共済法」という。)に、「同法」を「改正前国共済法」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「改正前国共済法」に改め、同項第十一号中「同法」を「国の施行法」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に改め、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法」を「平成十九年一元化法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前地共済法」という。）」に、「同法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法」及び「同法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十五号中「同法」を「新地方の施行法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同項第十七号中「私立学校教職員共済法」を「平成十九年一元化法第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。附則第二十一条において「改正前私学共済法」という。）」に、「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に改め、同条第四項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

附則第十四条第一項中「年金たる給付」を「年金たる保険給付」に改め、「退職共済年金」を削り、

同項第一号中「又は退職共済年金」を削り、「附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間（同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に、「附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数」を「同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間の月数」に改め、「その他の政令で定めるもの」及び「並びに政令で定める退職共済年金の受給権者」を削り、同項第二号中「又は障害共済年金」及び「又は当該障害共済年金」を削る。

附則第十五条第一項中「年金たる給付」を「年金たる保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「障害共済年金」を削る。

附則第二十二條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「私立学校教職員共済法」を「改正前私学共済法」に改める。

附則第二十七條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五條第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同條第二項中

「年金保険者」を「実施機関」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関それぞれ」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

附則第四十三条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「改正前国共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「改正前地共済法」に改め、同条第二項中「（当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を削り、同条第三項中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」を削り、同条第四項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同項ただし書中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第

六項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第九項中「又は第四号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七条第一項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第四十八条の二の見出し中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間等」に改め、同条中「規定する組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「規定する組合員若しくは加入者であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの（以下この項において「組合員であつた期間等」という。）」と、「を削り、「附則第七十八条第五項」を「（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第七項」に、「第八十七条第六項」を「第八十七条第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」を「ものの被保険

者であつた期間」とあるのは「ものの被保険者期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間であつて同項に規定する昭和三十六年四月一日から施行の日の前日までの期間に係るもの」に改める。

附則第五十二条中「又は平成八年改正法」を「平成八年改正法」に改め、「附則第五条第二項」の下に「若しくは平成十九年一元化法附則第八条第二項」を加え、「若しくは同条第三項」を「又は平成八年改正法附則第五条第三項若しくは平成十九年一元化法附則第八条第三項」に改める。

附則第五十六条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「又は同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）」及び「又は同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を削り、同条第四項中「」を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金）を「又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を）」に、「並びに」を「又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金並びに」

に」に改め、「除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金及び減額退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するもの）とされたこれらの年金たる給付を含む。）を削り、同条第六項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は遺族共済年金」を削り、同条第七項及び第八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十九条第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成十九年一元化法附則第八条第二項若しくは第三項」を加える。

附則第六十六条、第六十九条第一項及び第七十一条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額に、」を「同項第一号に定める額を、当該額に」に、「額と」を「額として同項の規定を適用した額と」に改める。

附則第七十四条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第七十八条第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第一号中「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に改める。

附則第八十四条第二項から第六項まで、第八十七条第二項、第十三項及び第十五項、第九十二条並びに第九十三条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「障害基礎年金又は」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。)附則

第八十六条の規定による改正前の」を加える。

附則第十一条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）又は第五十五条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金

被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）であり、又はあつた者に限る。）を、「者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項、第二十四条第三項第二号並びに第二十七条第十四項において「特定警察職員等」という。）である者であつて昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（附則第二十条の二第一項、平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加え、同条第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者に限る。）」を、「上欄に掲げる者」の下に「（附則第二十条の二第一項、平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加える。

附則第二十条第一項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を、「者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条第四項及び第八項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者に限る。）」を、「上欄に掲げる者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 特定警察職員等であつて次の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該老齡厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齡厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年

法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成十九年一元化法附則第三十二条第一項又は第五十五条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金

について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第

一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項又は平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九條の三第三項及び第四項又は第九條の四第四項及び第五項の規定により当該老齡厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九條の二第一項から第三項まで、第九條の三第三項及び第四項並びに第九條の四第四